

2-2 保護具着用管理責任者の選任の義務化

2024(R6).4.1 施行

(1) 選任が必要な事業場

リスクアセスメントに基づく措置として労働者に保護具を使用させる事業場

(2) 選任要件

化学物質の管理に関わる業務を適切に実施できる能力を有する者

(3) 職務

有効な保護具の選択、労働者の使用状況の管理その他保護具の管理に関わる業務

2-3 雇入れ時等教育の拡充

2024(R6).4.1 施行

雇入時等の教育のうち、特定の業種では一部教育項目の省略が認められていました

が、この省略規定を廃止します。危険性・有害性のある化学物質を製造し、または取り扱う全ての事業場で、化学物質の安全衛生に関する必要な教育を行わなければなりません。

2-4 職長等に対する安全衛生教育が必要となる業種の拡大

2023(R5).4.1 施行

安衛法第60条の規定で、事業者は、新たに職務につくこととなった職長その他の作業中の労働者を直接指導または監督する者に対し、安全衛生教育を行わなければならないとされています。その対象業種に、以下の業種が追加されます。

・ 食料品製造業

食料品製造業のうち、うま味調味料製造業と動植物油脂製造業は、すでに職長教育の対象です。

・ 新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業

3-1 SDS等による通知方法の柔軟化

2022(R4).5.31(公布日) 施行

SDS情報の通知手段は、譲渡提供をする相手方がその通知を容易に確認できる方法であれば、事前に相手方の承諾を得なくても採用できます。

この改正は、通知方法の柔軟化を行うものなので、従来の方法のままで問題ありません。

改正前

・ 文書の交付

・ 相手方が承諾した方法（磁気ディスクの交付、FAX送信など）

改正後

事前に相手方の承諾を得ずに、以下の方法で通知が可能

・ 文書の交付、磁気ディスク・光ディスクその他の記録媒体の交付

・ FAX送信、電子メール送信

・ 通知事項が記載されたホームページのアドレス、二次元コード等を伝達し、閲覧を求める

5

3-2 SDS等の「人体に及ぼす作用」の定期確認と更新

2023(R5).4.1 施行

SDSの通知事項である「人体に及ぼす作用」を、定期的に確認し、変更があるときは更新しなければなりません。更新した場合は、SDS通知先に、変更内容を知ることとします。

※ 現在SDS交付が努力義務となっている安衛則第24条の15の特定危険有害化学物質等も、同様の更新と通知が努力義務となります。

5年以内ごとに1回、記載内容の変更の要否を確認

変更があるときは、確認後1年以内に更新

変更をしたときは、SDS通知先に対し、変更内容を知

3-3 SDS等による通知事項の追加と含有量表示の適正化

2024(R6).4.1 施行

● SDSの通知事項に新たに「（譲渡提供時に）想定される用途及び当該用途における使用上の注意」が追加されます。

● SDSの通知事項である、成分の含有量の記載について、従来の10%刻みでの記載方法を改め、重量パーセントの記載が必要となります。

※ 製品により、含有量に幅があるものは、濃度範囲の表記も可能です。

また、重量パーセントへの換算方法を明記していれば重量パーセントによる表記を行ったものとみなされます。

3-4 化学物質を事業場内で別容器等で保管する際の措置の強化

2023(R5).4.1 施行

安衛法第57条で譲渡・提供時のラベル表示が義務付けられている化学物質（ラベル表示対象物）について、譲渡・提供時以外も、以下の場合はラベル表示・文書の交付その他の方法で、内容物の名称やその危険性・有害性情報を伝達しなければなりません。

・ ラベル表示対象物を、他の容器に移し替えて保管する場合

・ 自ら製造したラベル表示対象物を、容器に入れて保管する場合

3-5 注文者が必要な措置を講じなければならない設備の範囲の拡大

2023(R5).4.1 施行

安衛法第31条の2の規定で、化学物質の製造・取扱設備の改造、修理、清掃等の仕事を外注する注文者は、請負人の労働者の労働災害を防止するため、化学物質の危険性と有害性、作業において注意すべき事項、安全確保措置等を記載した文書を交付しなければならないとされています。この措置の対象となる設備の範囲が広がり、化学設備、特定化学設備に加えて、SDS等による通知の義務対象物の製造・取扱設備も対象となります。

4 化学物質管理の水準が一定以上の事業場の個別規制の適用除外

2023(R5).4.1 施行

化学物質管理の水準が一定以上であると所轄都府県労働局長が認定した事業場は、その認定に関する特別規則（特定化学物質障害予防規則等）について個別規制の適用を除外し、特別規則の適用物質の管理を、事業者による自律的な管理（リスクアセスメントに基づく管理）に委ねることができま

6

5 ばく露の程度が低い場合における健康診断の実施頻度の緩和

2023(R5).4.1 施行

有機溶剤、特定化学物質（特別管理物質等を除く）、鉛、四アルキル鉛に関する特殊健康診断の実施頻度について、作業環境管理やばく露防止対策等が適切に実施されている場合には、事業者は、その実施頻度（通常は6月以内ごとに1回）を1年以内ごとに1回 緩和できます。

6 作業環境測定結果が第3管理区分の事業場に対する措置の強化

2024(R6).4.1 施行

(1) 作業環境測定の評価結果が第3管理区分に区分された場合の義務

① 当該作業場所の作業環境の改善の可否と、改善できる場合の改善策について、外部の作業環境管理専門家の意見を聴かなければなりません。

② ①の結果、当該場所の作業環境の改善が可能な場合、必要な改善措置を講じ、その効果を確認するための濃度測定を行い、結果を評価しなければなりません。

第3管理区分(改善できず)

改善の可否を作業環境管理専門家に意見聴取

改善可能と判断

改善措置の実施

改善困難と判断

第3管理区分(改善できず)

呼吸用保護具によるばく露防止対策の徹底

※作業環境管理専門家の要件は通達で示しています。

(2) (1)①で作業環境管理専門家が改善困難と判断した場合と(1)②の測定評価の結果が第3管理区分に区分された場合の義務

① 個人サンプリング測定等による化学物質の濃度測定を行い、その結果に応じて労働者に有効な呼吸用保護具を使用させること。

② ①の呼吸用保護具が適切に装着されていることを確認すること。

③ 保護具着用管理責任者を選任し、(2)①、②及び(3)①、②の管理、作業主任者等の職務に対する指導（いずれも呼吸用保護具に関する事項に限る。）等を担当させること。

④ (1)①の作業環境管理専門家の意見の概要と、(1)②の措置と評価の結果を労働者に周知すること。

⑤ 上記措置を講じたときは、遅滞なくこの措置の内容を所轄労働基準監督署に届出を提出すること。

(3) (2)の場所の評価結果が改善するまでの間の義務

① 6か月以内ごとに1回、定期に、個人サンプリング測定等による化学物質の濃度測定を行い、その結果に応じて労働者に有効な呼吸用保護具を使用させること。

② 1年以内ごとに1回、定期に、呼吸用保護具が適切に装着されていることを確認すること。

(4) その他

① (2)①と(3)①で実施した個人サンプリング測定等による測定結果、測定結果の評価結果を保存すること（粉じんは7年間、クロム酸等は30年間）。

② (2)②と(3)②で実施した呼吸用保護具の装着確認結果を3年間保存すること。

7

新たな化学物質規制項目の施行期日

	規制項目	2022(R4).5.31(公布日)	2023(R5).4.1	2024(R6).4.1
化学物質管理	ラベル表示・通知をしなければならない化学物質の追加			●
	ばく露を最小限にすること（ばく露を基準値未満以下にすること）		●	●
	ばく露低減措置等の意見聴取、記録作成・保存		●	
	皮膚等障害化学物質への直接接触の防止（健康障害を起こすおそれのある物質関係）		●	●
	衛生委員会設置事項の追加		●	
	がん等の発症性疾患の把握強化		●	
	リスクアセスメント結果に係る記録の作成保存		●	
	化学物質防災発生事業場等への労働基準監督署長による指示			●
	リスクアセスメントに基づく健康診断の実施・記録作成等			●
	がん原性物質の作業記録の保存		●	
実施体制の強化	化学物質管理者・保護具着用責任者の選任義務化			●
	雇入れ時等教育の拡充			●
	職長等に対する安全衛生教育が必要となる業種の拡大		●	
情報伝達の強化	SDS等による通知方法の柔軟化	●		
	SDS等の「人体に及ぼす作用」の定期確認及び更新		●	
	SDS等による通知事項の追加及び含有量表示の適正化			●
	事業場内別容器保管時の措置の強化		●	
	注文者が必要な措置を講じなければならない設備の範囲の拡大		●	
管理水準良好事業場の特別規則等適用除外		●		
特殊健康診断の実施頻度の緩和		●		
第三管理区分事業場の措置強化			●	

制度の内容・職場の化学物質管理に関する相談窓口

職場における化学物質管理に関する以下のような相談にお応えする窓口を設置しています。

・ 制度の内容に関する相談 ・ 職場で使用する化学物質のラベルやSDSに関すること

・ リスクアセスメントの実施方法等

事業者のための化学物質管理無料相談窓口（テクノヒル株式会社 化学物質管理部門）

電話 050-5577-4862 FAX: 03-5642-6145

受付時間 平日10:00～17:00（12:00～13:00を除く）※土日祝日・国民の休日・年末年始を除く

開設期間 2022年4月1日～2023年3月17日（以降の開設期間とお問い合わせ先は未定）

メールでのお問い合わせも受け付けています。

詳しくはテクノヒル株式会社のウェブサイトをご覧ください。

https://www.technohill.co.jp/telsoudan/

8

R4.9.7